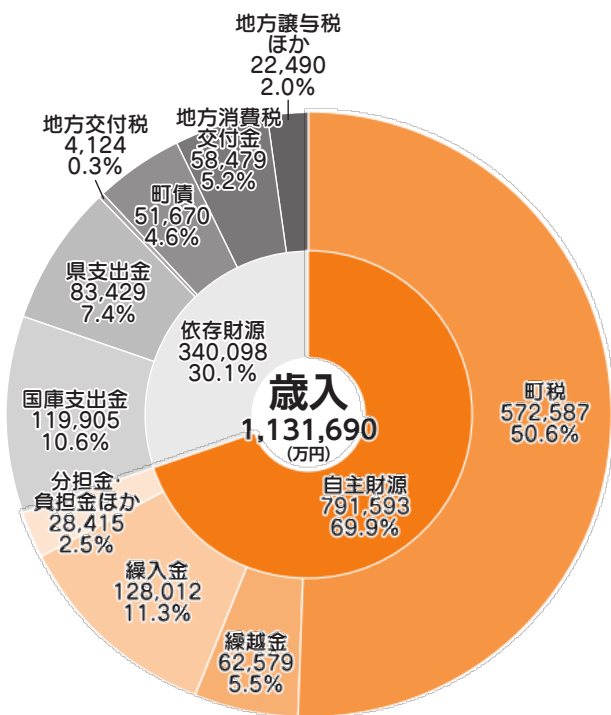


平成28年度 決算の報告

特集

平成28年度(28年4月～29年3月)の決算がまとまり、9月議会において認定されましたので、その概要についてお知らせします。また、詳細な数値等については、町ホームページにて公表しています。

一般会計の決算額は、歳入113億1,690万3,069円(前年度比▲5.1%)、歳出108億7,230万2,097円(前年度比▲3.8%)となりまして、差引額4億4,460万972円は平成29年度へ繰り越します。



歳入

町税収入は、前年度に法人町民税収額の大幅な増収がありましたが、増収は単年度にとどまり、前年度比19億1,059万円(▲25.0%)の大幅な減額となりました。

一方、財源確保のために財政調整基金の取崩し(11億4,764万円)を行っていること等により、繰入金は、前年度比12億4,508万円増額(+3,553.2%)となっています。

地方交付税は、平成28年度は普通交付税の不交付団体となったため、特別交付税の4,125万円分のみ収入となりました(前年度比▲92.9%)。

依存財源の割合としては、前年度比1.1ポイント高くはなりませんが、大きな変化はありませんでした。

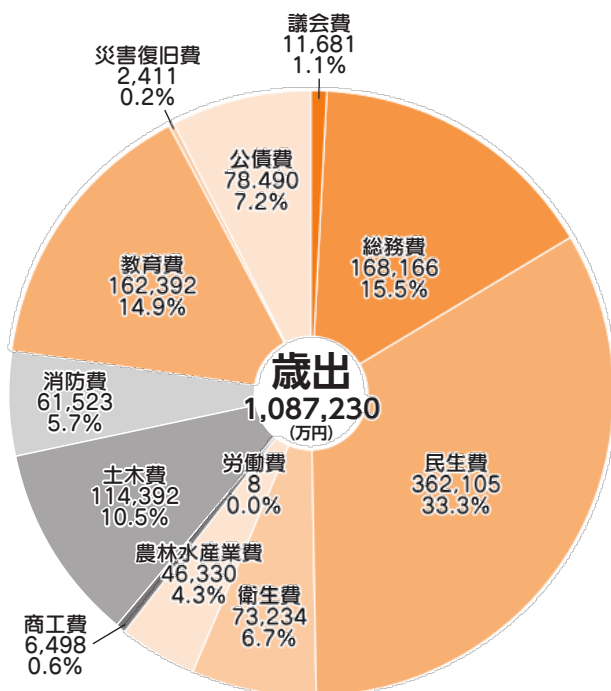
歳出

目的別に見ると、民生費の割合が一番多くなっています。障害者福祉事業(5億6,305万円)や各種医療費支給事業(1億5,767万円)等の社会保障に対する事業経費ですが、総額は年々増加傾向にあります。

次に多いのは総務費ですが、法人町民税額の確定により、5億円を超える還付が生じたこと等によるものです。

また、教育費の割合は、平成27年度からの継続事業として実施した上三川小学校体育館の新築事業(6億2,075万円)等により、前年度比37.8ポイント高くなりました。

消防費の割合は、消防設備整備事業(3,436万円)や、前年度より進めている防災行政無線等整備事業(1億816万円)等により、前年度比20.7ポイント高くなっています。



特別会計及び水道事業会計の決算

特定の事業を行うために、一般会計とは区別して経理される各会計の決算は下表のとおりです。決算の差引額については、それぞれ平成29年度へ繰り越されます。

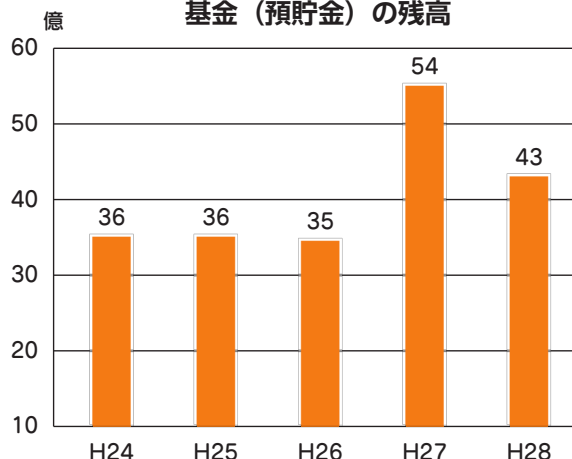
会計	歳入 (前年度比)	歳出 (前年度比)	差引額	概要
国民健康保険事業 特別会計	36億3,440万円 (▲6.6%)	34億9,361万円 (▲6.6%)	1億4,079万円	保険給付費
介護保険事業 特別会計	20億6,621万円 (+4.5%)	19億2,748万円 (+4.9%)	1億3,873万円	介護サービスへの 給付費
後期高齢者医療 特別会計	2億3,094万円 (+7.3%)	2億2,433万円 (+7.6%)	661万円	後期高齢者医療広域 連合への納付金
公共下水道事業 特別会計	11億5,525万円 (▲4.1%)	11億3,646万円 (▲3.1%)	1,879万円	下水管布設工事費や 処理場の維持管理費
農業集落排水事業 特別会計	3億1,431万円 (▲1.2%)	3億 380万円 (▲0.4%)	1,051万円	4地区処理施設の 維持管理費
水道事業会計 (収益的：営業面)	6億1,726万円 (▲1.2%)	5億2,657万円 (▲3.1%)	9,069万円	配水場の維持管理費

基金の残高

一般会計、特別会計を合わせた町全体の**基金【預貯金】の平成28年度末残高は、43億4,974万円**(前年度比：▲10億3,324万円)となりました。なお、基金残高を町民1人あたりに換算すると、138,575円(▲32,879円)となります。

上三川小学校体育館の新築事業のために義務教育施設整備基金(▲9,947万円)を取り崩しているほか、法人町民税の予定納税分の還付金等、財源確保のために財政調整基金(▲9億5,952万円)の取崩しを行っています。

基金（預貯金）の残高

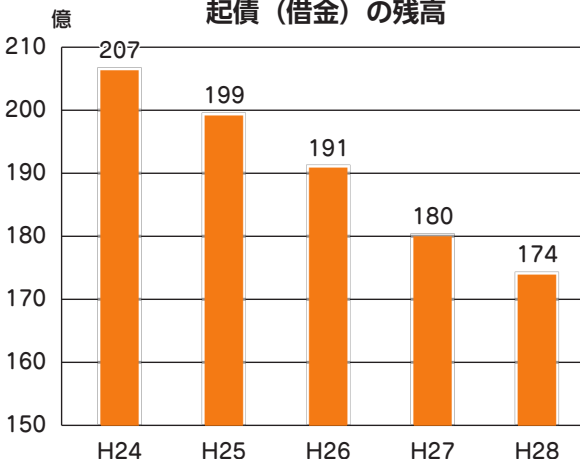


起債の残高

一般会計、特別会計、水道事業会計を合わせた町全体の**起債【借金】の平成28年度末残高は、173億5,421万円**(前年度比：▲6億3,684万円)となりました。なお、起債残高を町民1人あたりに換算すると、552,876円(▲20,160円)となります。

道路整備事業や上三川小学校体育館の新築事業、公共下水道事業等のために、計7億3,670万円を新たに起債【借金】しましたが、これは平成28年度の元金返済額13億7,354万円を大きく下回るため、総残高は本年度においても**減少**しています。

起債（借金）の残高

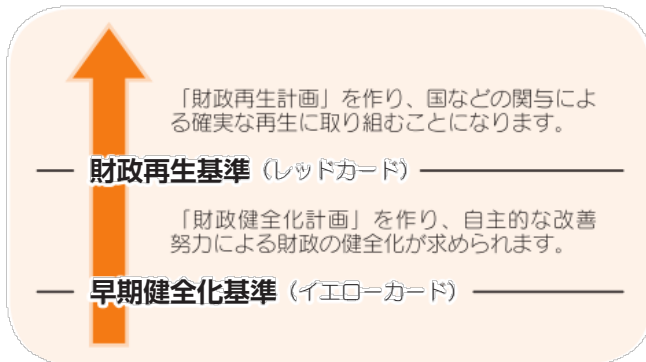


町の健全化判断比率 (平成28年度)

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

結果としまして、健全化判断比率は4指標ともに「健全」段階となっています。

また、資金不足比率についても、全ての会計において、「健全」段階となっています。



①実質赤字比率

一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

②連結実質赤字比率

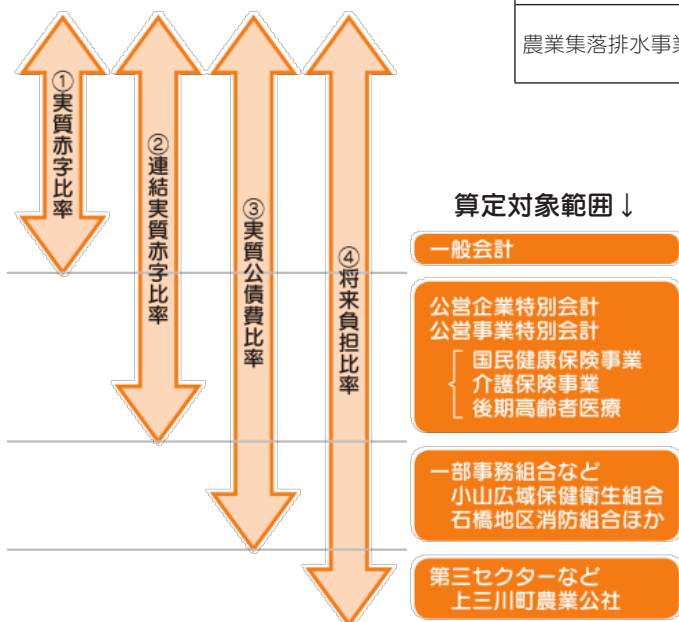
全ての会計を合算して、町としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

③実質公債費比率

町債(借金)の返済のために、町税等の経常的な収入がどれくらい使われているかを指標化し、財政負担の度合いを示すもの。

④将来負担比率

町が将来に向けて負担することになるお金の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する度合いを示すもの。



健全化判断比率

指標	上三川町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— (赤字なし)	13.68%	20.00%
②連結実質赤字比率	— (赤字なし)	18.68%	30.00%
③実質公債費比率	5.3%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	— (負担残高なし)	350.0%	—

資金不足比率

会計	上三川町の比率	経営健全化基準
水道事業会計	— (資金不足なし)	20.00%
公共下水道事業特別会計	— (資金不足なし)	
農業集落排水事業特別会計	— (資金不足なし)	

※資金不足比率

公営企業特別会計(一般会計とは切り離して、独立採算制をとっています。)の資金不足を、公営企業の事業規模となる「料金収入」の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。「健全」段階と「経営健全化」段階との2つに区分されます。